

平成21年第2回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月24日（火曜日）午前9時04分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第87号

平成21年第2回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成21年11月24日
2. 場 所 八千代町議会議場
3. 付議事件

- (1) 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	8番	矢中 召二君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

7番	水垣 正弘君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君		

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
総 務 課 長	生井 光男君	企 画 財 政 課 長	風見 好信君
税 務 課 長	瀬崎 始君	町 民 課 長	浜名 進君
福祉保健課長	関 好太郎君	生 活 環 境 課 長	飯島 正男君
産業振興課長	青木 良夫君	都 市 建 設 課 長	稲村 信義君
上下水道課長	上野 林作君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	水垣 進君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	斉藤 実君	公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	飯島 英男君
給食センター 所 長	生井 勝巳君	秘 書 課 参 事	岡田 昭夫君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企 画 財 政 課 長 兼 補 佐 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ご多用のところご参集くださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成21年11月24日（火）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する条例

日程第4 閉会中の継続調査の件

閉 会

諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付しましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長及び秘書課参事でありますので、ご報告いたします。

次に、議会議員研修視察の報告をいたします。去る9月29日から10月1日までの3日間、議会議員研修視察として議員及び執行部から町長の参加をいただき、鹿児島県日置市と宮崎県宮崎市で研修をしてみました。

初めに訪問した鹿児島県日置市役所では、主に指定管理者制度について研修をしてみました。鹿児島県日置市は、薩摩半島の中西部に位置し、人口は約5万2,000人、面積は約253平方キロメートル、平成17年5月に4町の合併により誕生した市であります。日置市は、指定管理者制度の導入にも積極的で、平成18年9月から導入を開始し、現在では33施設を公募方式等も取り入れながら導入し、運営しています。制度の導入効果については、管理経費が大幅に削減できたことや民間のノウハウを生かしてサービスを向上できるなど、たくさんの効果がありました。当町においても、憩遊館やクライン

ガルテン等で指定管理者制度を導入していますが、今後は制度の運用状況をより厳しく確認していくとともに、ほかの公共施設についても管理運営のあり方を議論する上で参考にさせていただきたいと思えます。

次に、宮崎県庁舎及びみやざき物産館の視察についてご報告いたします。宮崎県庁舎本館は、昭和7年に建設され、全国で4番目に古い庁舎であります。本県の旧県庁舎と同じく、重厚ですばらしいつくりで、現在も大切に使用されておりました。また、みやざき物産館では、宮崎県内の農産物や工芸品など種類が豊富で、東国原知事の積極的なPR効果もあり、大変な集客及び経済効果が出ておりました。

以上が研修の概要であります。議員各位には、今回の研修成果を今後のまちづくりを議論する上で十分生かされるようご期待申し上げまして、報告といたします。

続きまして、先般議会運営委員会において研修視察が実施されましたので、議会運営委員長から研修の概要について報告を求めます。

上野議会運営委員長。

(議会運営委員長 上野政男君登壇)

議会運営委員長(上野政男君) 議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の研修視察の結果につきまして、ご報告をいたします。

当委員会は、去る11月10日から11日に議会だより編集委員会と合同で研修視察を実施してまいりました。

研修の内容ですが、大洗町役場にて研修を行い、大洗町議会議長を初め各議員等からも「議会の運営について」の説明を受けたほか、「議会だよりの編集について」も説明を受け、さらに意見交換を行うなど研修してまいりました。

大洗町は、ご承知のとおり、当町と同じく合併をしないで、単独で頑張っている漁業や観光の町です。大洗町の議員定数は15名で、平成19年に就任した議長が中心になりまして、各議員がお互いに切磋琢磨をしながら積極的に議会改革に取り組んでいます。特に、日曜議会の開催を初め一般質問の一問一答方式の採用、議会傍聴のPR、議会報告会の開催をするなど県内で最も改革が進んでいる議会であります。こうした活動によりまして、議会傍聴者の増加や新聞等でも頻繁に取り上げられ、議会に対する住民の関心が高まっております。住民に開かれた「理想の議会」となっております。

今回の研修を生かし、今後当町の議会運営や議会の活性化を検討する上で参考にしていきたいと考えております。

以上、議会運営委員会の研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。

議長（小島由久君） 続きまして、先般議会だより編集委員会において研修視察が実施されましたので、議会だより編集委員長から研修の概要について報告を求めます。

相沢議会だより編集委員長。

（議会だより編集委員長 相沢政信君登壇）

議会だより編集委員長（相沢政信君） 議長のご指名がありましたので、議会だより編集委員会の研修視察についてご報告をいたします。

当委員会は、去る11月10日から11日に、議会運営委員会と合同で研修視察を実施してまいりました。研修の内容ですが、大洗町役場にて研修を行い、大洗町議会議長を初め各議員等から「議会だよりの編集について」説明を受けたほか、「議会の運営について」も説明を受け、さらに意見交換を行うなど研修をしてまいりました。

「議会の運営について」は、先ほど議会運営委員長の報告のとおりでございますが、大洗町の議会だよりについては、広報紙とは別に発行・配布をしております。原稿作成は、大部分を議員みずからが行っております。数年前から入札方式を取り入れ、以前より単価を安く抑えながら、全ページカラーに変更し、納期を短縮するなど以前よりも経費をかけずに充実させております。編集方針については、「町民の皆様信頼され、そして開かれた議会」を目指し、議会の公開性や透明性の確保を重視した編集をしております。特に議員の議案の採決賛否の公表や本会議及び全員協議会の出欠状況の公表をしているほか、一般質問の傍聴案内状を質問する議員みずから町民に配布をしたり、議員が手分けして町内の公共施設やコンビニなど60カ所に傍聴のPRポスターを掲示するなどさまざまな取り組みをいたしております。

今後は当町の議会だよりについても、公開性をより高めていくとともに、さまざまな方法で積極的に議会傍聴のPRなど、議会全体の活性化につながる紙面づくりや広報活動を行っていきたいと思っております。

以上、議会だより編集委員会研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。

議長（小島由久君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、12番、

宮本直志君、13番、大久保敏夫君、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る11月13日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成21年第2回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成21年第2回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第3、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年8月11日の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の給与条例等の改正を行うものであります。

最初に、議案第1号の改正概要について申し上げます。

第1条改正条例においては、初任給を中心とした若年層を除いた給料表、平均0.2%の引き下げ、自宅に係る住居手当月額2,500円の廃止、12月支給の期末手当1.6月から1.5月に、同じく勤勉手当0.75月から0.7月の引き下げ等を、第2条改正条例においては、時間外労働の割り増し賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえて、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に変えて、代替休を指定することができる制度の新設、また6月支給の期末手当1.4月から1.25月の引き下げ等を、第3条改正条例においては、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置として「時間外勤務代休時間」、いわゆる代替休の指定をすることができることを設けたこと、第4条改正条例においては、平成17年条例第16号の改正条例の附則において措置された「現給保障」について、今回の給料表の改定率に準じて0.24%の引き下げを行うものであります。

また、施行日に関しましては、平成21年12月1日から施行であります。第2条及び第3条の改正条例は、平成22年4月1日からの施行となっております。

次に、議案第2号の改正概要について申し上げます。

第1条及び第2条改正条例においては、町長・副町長の12月支給の期末手当1.75月から1.65月に、6月支給の期末手当1.6月から1.45月の引き下げを、第3条及び第4条改正条例においては、教育長の12月支給の期末手当1.75月から1.65月に、6月支給の期末手当1.6月から1.45月の引き下げを行うものであります。

また、施行日に関しましては、平成21年12月1日から施行であります。第2条及び第4条の改正条例は、平成22年4月1日から施行となっております。

以上、議案第1号及び議案第2号の概要説明であります。今回の改正において一般

職の期末勤勉手当につきましては、年間4.5月から4.15月、0.35月の引き下げ、また特別職の期末手当においては、年間3.35月から3.1月、0.25月の引き下げを行うこととなります。

なお、給与改定に伴う補正予算につきましては、改定内容が引き下げ内容となっておりますので、12月定例会において上程する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君） 第1号議案の2ページなのですが、期末手当に関する特例措置ということについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、住居手当についてですが、新築または購入して5年たっていない場合、2,500円支給されていたものだと思いますが、これが削られるということでしょうか。

もう一つなのですが、今回の人事院勧告による国家公務員の給与とボーナスは、1人当たり年平均15万4,000円引き下げられるようですが、当町では職員1人当たり幾ら引き下げられるのか、また職員数と、その総額は幾らになるのかご質問いたします。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 1番、大久保弘子議員の質疑にお答えいたします。

今の質疑のことですが、ちょっと順不同になりますけれども、まず住宅手当関係ですが、今まで5年以内の方については、2,500円を当町では支給していたわけですが、それを廃止するというようなことあります。

あと、差額関係ですが、6月、12月関係を含めまして、職員関係での差額が減額になる部分がトータルで2,767万1,000円ぐらいになる予定であります。職員数につきましては、186名です。議員さん関係が6月、12月を合わせますと112万7,000円ぐらいです。あと、特別職の町長、副町長等がございますけれども、65万2,000円ぐらいになることとなります。

あと、最初の期末手当の関係の率でございますけれども、先ほど町長のほうからも説明ありましたように、今まで職員については、トータルで4.5だったのが4.15になると、期末勤勉手当で4.15になるということです。特別職ですか、町長、副町長、教育長、議員さん関係が今までが3.35であったわけですが、それが3.10月になるというようなことでございます。

以上です。

議長（小島由久君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番、中山勝三君。

3番（中山勝三君） 全体の趣旨についてはではないのですが、やっぱり数字上のことでちょっと確認をさせていただきたいのですが、議案第1号のほうで、1ページの一番下のところからなのですが、第17条第2項中100分の140を100分の125に改め、同条第3項中、次のページです。100分の140を100分の125にと、その次に100分の75を100分の65にと、それからその後に100分の80を100分の85に改めると、こうなっているわけなのですが、私もちょっと例規集のほうを確認しまして、今、上野さんのほうからちょっとお借りしたのですが、この第17条第3項のところ、これは一番最後の部分の数字なのですが、やはりこれでいきますと、現在の例規集には最後のところが100分の85にもう既になっているわけですね。この文章でいきますと、100分の80を100分の85に改めるといのがどうも逆なのかなというような感じがするのです。これについてちょっとお願いいたします。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 3番、中山議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの質疑でございますけれども、第1条の中で、100分の85を100の80というようなことで改めて、その後に今ありました第17条の第3項中の話と思うのですが、それを初めに85を80に改めて、それを今度とはというような文言の数字の整理なのです。ちょっと手法的にそういうふうなことでやっておりますので、後で私のほうで整理した改正の表を差し上げますので、ちょっとご理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑ありませんということで、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） ただいま議長より許可がありましたので、討論させていただきます。

議案第 1 号、八千代町職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対討論いたします。

当議案は、自公政権下で出された 8 月の人事院勧告に基づき国家公務員の給与とボーナスを大幅に引き下げるという国の法案に準拠したもので、八千代町もそれに従う形で職員の給与や期末手当を引き下げるものです。当町の職員の給与は、最低水準でありまして、職員の削減も進められ、一人一人にかかる仕事の負担も多くなる中です。また、住居手当の一部も今回カットされます。今年の夏季一時金も大幅にカットされ、その後 7 月には町長の裁量で給与の上乗せがあったと聞きましたけれども、今回また厳しい給与や期末手当などのカットが押しつけられてきています。人事院は公務員の労働基本権を剥奪したかわりに、公務員の給与や労働条件を向上させる役割を投げ捨てて、公務員の給与などをカットするなど労働条件を悪化させる勧告を出すことはルール無視も甚だしいものです。

また、この人事院の動きは、旧政権の政治的圧力に追随したものとされています。また、このことは内需拡大による景気回復に逆行するものです。今こそ公務員や民間で働く人たちの懐ぐあいをよくして、消費拡大につながる施策が必要です。地方の景気回復に逆行するような当議案には反対をいたします。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

初めに、議案第1号を採決いたします。

議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数であります。

よって、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

議長(小島由久君) 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(小島由久君) 以上で本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成21年第2回八千代町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 9時36分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 小 島 由 久

署 名 議 員 宮 本 直 志

署 名 議 員 大 久 保 敏 夫